

これまでの対策（緊急事態宣言後：4/17～5/10）	今後の対策（緊急事態宣言 期間延長後：5/11～5/31）
<p>【感染拡大回避行動】</p> <p>①うつらないよう自己防衛！ こまめな手洗いや定期的な換気、3つの密を避ける など ※全国でクラスターが多数発生している「繁華街の接待を伴う飲食店等」への外出は、年齢等を問わず全ての県民が徹底して自粛</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 45条1項 24条9項（対処方針(3)⑩）、4/17～5/6 5/10</p> <p>②うつさないよう周りに配慮！ 体調不良のときは自宅療養、他人と接するときは距離をおく など</p> <p>③県外や不要不急の外出自粛！ 感染拡大エリアは特に注意、仕事や生活に支障ない限り自宅 など ※大型連休期間も含め都道府県をまたいだ不要不急の移動、観光や行楽地への訪問等を自粛し、基本は自宅で過ごす</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 45条1項 24条9項（対処方針(3)⑩）、4/17～5/6 5/10</p> <p>※やむを得ない外出は、通院、買物、出勤、散歩など生活維持に限る</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 45条1項 24条9項（対処方針(3)①）、4/17～5/6 5/10</p> <p>※買い物に出かける人数を必要最小限に絞り混雑時を避ける ※公園等の利用にあたり、少人数で混雑を避け、人との距離をとる</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（4/23付事務連絡）、4/24～5/6 5/10</p>	<p>【感染拡大回避行動】</p> <p>①うつらないよう自己防衛！ こまめな手洗いや定期的な換気、十分な栄養と休養で健康管理 など</p> <p>②うつさないよう周りに配慮！ 体調不良のときは自宅療養、他人と接するときは距離をとる など</p> <p>③県外の外出自粛と3密回避！ 感染拡大地域（特定警戒都道府県）や接待を伴う飲食店等は特に注意 など ※不要不急の外出自粛は緩和 ※県外、特に感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出（帰省、旅行、出張等）は自粛 ※「3つの密」のある場への外出を自粛 ※繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛 ※買い物に出かける人数を必要最小限に絞り混雑時を避ける</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3) 1) ②）、5/11～5/31</p>
<p>【水際対策】</p> <p>①感染拡大地域への訪問・出張等をできる限り自粛する。</p> <p>②やむを得ない理由で感染拡大地域を訪れた場合、不特定多数との接触を控え、帰県後2週間、基本的な感染予防や、体調不良時の外出を自粛する。</p> <p>③感染拡大地域に居住し、現時点で愛媛に戻った方も、「もしかしたら感染しているかもしれない」との意識で、2週間は不特定多数との接触を控える、近距離での会話を避けるなど、感染予防のための意識を強く持つ。</p> <p>④大型連休期間における人の移動を最小化するための措置 ※不要不急の帰省（県外から家族等呼び寄せる、県外へ帰省することの双方）、旅行の自粛 など</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 45条1項 24条9項（対処方針(3)⑩）、4/17～5/6 5/10</p>	<p>【水際対策】</p> <p>①都道府県をまたいだ移動（帰省、旅行等）をできる限り自粛する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3) 1) ②）、5/11～5/31</p> <p>②やむを得ない理由で感染拡大地域を訪れた場合、不特定多数との接触を控え、帰県後2週間、基本的な感染予防や、体調不良時は外出を自粛する。</p> <p>③感染拡大地域の居住者が帰県した場合は、「もしかしたら感染しているかもしれない」との意識で、帰県後2週間は不特定多数との接触を控える、近距離での会話を避けるなど、基本的な感染予防に特に留意する。</p>
<p>【事業者の方々へ】</p> <p>○県外流入を抑制するため、趣味的・娯楽的要素が強く不要不急を誘発、3密になる、県外客等不特定多数が集まる、等の施設に休業協力要請 ◇遊興施設：バー、スナック、パブ、カラオケボックス等 ◇遊技施設：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3)③）、4/27～5/6 5/10</p> <p>○「3つの密」の徹底回避 ※観光施設等に人が集中するおそれがあるときの入場制限等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 45条1項 24条9項（対処方針(3)⑩）、4/17～5/6 5/10</p> <p>※商店街・スーパーマーケット等における適切な入場制限、一方通行の誘導、行列管理、定期的な消毒、手指衛生、パーティション等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（4/23付事務連絡）、4/24～5/6 5/10</p> <p>○県外出張や不要不急の外出自粛 ○在宅勤務（テレワーク等）、時差出勤の促進等</p>	<p>【事業者の方々へ】</p> <p>○県外流入を抑制するため、基本的には休業協力要請を継続。ただし県が求める感染拡大防止対策を講じる場合は、対象外 ◇遊興施設：バー、スナック、パブ、カラオケボックス等 ◇遊技施設：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3) 3) ②）、5/11～5/31</p> <p>○「3つの密」の徹底回避 ※特定の施設等に人が集中するおそれがあるときの入場制限等 ※商店街・スーパーマーケット等における適切な入場制限、一方通行の誘導、行列管理、定期的な消毒、手指衛生、パーティション等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3) 3) ②）、5/11～5/31</p> <p>○感染拡大地域（特定警戒都道府県）への出張の自粛 ○在宅勤務（テレワーク等）、時差出勤の促進等</p>
<p>【イベント等】</p> <p>○全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等、慎重な対応を行う。</p> <p>○それ以外のイベント等は、「3つの密」の重なる場を徹底的に回避した上で、体調不良の者は参加させない、海外や感染拡大地域から来県・帰県して2週間以内の者は参加させない、感染予防策を徹底する、3つの密など集団感染リスクを回避する、などを満たす場合に限り開催する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3)②）、4/17～5/6 5/10</p>	<p>【イベント等】</p> <p>○全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等、慎重な対応を行う。</p> <p>○参加者が50人以内のイベント等は、体調不良の者や、感染拡大地域（特定警戒都道府県）から来県・帰県して2週間以内の者の参加の自粛を呼びかけたうえで、3密回避等の感染防止対策を講じて開催する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（対処方針(3) 2）、5/11～5/31</p>
<p>【県管理施設】</p> <p>○原則、県下のすべての県管理施設を閉館 [4/17～5/6 5/10]</p> <p>【公園管理者】</p> <p>○使い方の工夫や感染対策について利用者に呼び掛け</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特措法 24条9項（4/23付事務連絡）、4/24～5/6 5/10</p>	<p>【県管理施設】</p> <p>○3密回避等の更なる徹底を前提に5月11日以降原則として開館する。</p> <p>○4月1日付けの許可条件（特定警戒都道府県から来県帰県し、2週間以上経過していない者の不参加等）は継続する。</p> <p>○旅館業法上、県外客の宿泊を拒否できない施設は、申込客に対し利用自粛の協力依頼を行う。</p>
<p>【県立学校】</p> <p>○県下のすべての県立学校を臨時休業 [4/17～5/6 5/10]</p>	<p>【県立学校】</p> <p>○学校教育活動を段階的に再開。5月11日から「学年別分散登校」を開始。5月25日から県内一斉に全校での完全再開を目指す。</p>